

三 監 第 1 3 8 号
令和 3 年 1 2 月 2 7 日

請求人 ●●●● 様
請求人 ●●●● 様
請求人 ●●●● 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 3 年 1 1 月 8 日に提出されました住民監査請求書については、次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 2 4 2 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 2 4 2 条第 1 項で定める住民監査請求の制度は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為（公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担）、又は違法・不当に怠る事実（公金の賦課・徴収、財産の管理に関することに限る。）があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置（当該行為の防止又は是正、怠る事実を改めること、市が被った損害の補てん）を講ずべきことを請求することができるとされています。

本件請求は、請求人が●●●●として、地区からの依頼を受けてイノシシを捕獲したが、許可の申請段階から捕獲個体の処分に至るまで一切の費用が支払われていないため、捕獲したイノシシ 5 頭及びわなの見回り 2 0 人分の報酬、合計 1 1 万円の支払いを市に求めること、また、当該●●●●に対して、三田市鳥獣被害対策実施隊と同様の許可を出すよう求めることと解しました。

しかし、本件請求は、法で請求の対象とされている市職員による違法・不当な財務会計

上の行為又は怠る事実について個別的、具体的に摘示されていないほか、本市にどのような損害が生じており（又は生じる可能性があり）、それに対してどのような措置を請求するのかが明らかにされていません。

また、これらの点について請求人に対し、文書（令和3年11月26日付三監第127号）により、住民監査請求書の補正を求めたところ、期限までに提出がありませんでした。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。